証券コード　1780
平成27年12月3日

株主各位

長野県駒ヶ根市北町22番１号
株式会社ヤマウラ
代表取締役社長　山　浦　速　夫

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月17日（木曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年12月18日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　長野県駒ヶ根市北町22番１号
　当社本社６階会議室
　（後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **会議の目的事項**
　報告事項　１　第56期（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２　第56期（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　取締役11名選任の件
　第３号議案　監査役2名選任の件
4. **その他招集にあたっての決定事項**
　代理人による議決権行使
　株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

---

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://yamaura.on.arena.ne.jp/html/irnews.html）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、外部環境として、海外におきましては、米国経済での企業収益、個人消費での底堅い推移を背景として、量的金融緩和の模索の動き、欧州経済での緩やかな回復基調が引続き存在するものの、新興国とりわけ中国経済の成長率鈍化が世界経済に与える影響は少なくないことに加え、イスラム国に関連した難民の欧州への移動が発生するなど先行きが見通せない状況です。一方、国内経済は、政府の経済政策と日銀の異次元の金融政策の継続により、大手企業を中心とした業績や雇用情勢の改善、日銀短観によると大企業非製造業での訪日外国人による消費下支えなど景況感の一部高揚は認められたものの、昨年４月の消費増税による国内個人消費は本格的に回復したとは言えません。加えて、新興国等の景気減速による原油安の影響、円安基調が続くことによる原材料価格の高止まりなどにより、景気回復の先行きには不透明な状況が引き続いております。

当社グループが中核事業としている建設業界におきましては、当地区において景気回復マインドが隅々まで行き渡っているとは言えない中、円安による資材高騰・技能工を中心とした人手不足に加え、民間設備投資についての慎重な姿勢・価格競争が依然として激しい状況で推移しております。

このような環境のもと、地域密着型の堅実経営を目指し、提案型営業の積極的な展開により、医療介護・マンション・流通・食品関連・水力発電設備及び道路・河川建設工事など公共工事等の受注に注力いたしました。

また、顧客ニーズに対応するべく開発した高品質・低価格住宅フレック、サービス付き高齢者向け住宅クラスケアに加え、メゾネット型賃貸住宅メゾーネの受注に注力いたしました。

利益面においては、IEを主としたKAIZEN活動の全社展開による原価の削減に引き続き取り組み、販売費及び一般管理費削減に一層努めた結果、売上は前期に比べ減収となったものの、受注高は前期に比べ増加、営業利益・経常利益・当期純利益についても前期に比べ増益となり、厳しい環境ではありますが、業況は相応に推移しております。

当連結会計年度の業績は受注高（開発事業等を含む）203億90百万円（前年対比101.7%）、売上高199億40百万円（前年対比96.5%）、営業利益12億84百万円（前年対比127.4%）、経常利益13億72百万円（前年対比127.5%）、当期純利益6億63百万円（前年対比112.1%）となりました。

【事業の種類別セグメント】

（建設事業）

建設事業につきましては、受注高163億38百万円（前年対比112.5％）、売上高163億57百万円（前年対比105.0％）、営業利益11億36百万円となりました。

（エンジニアリング事業）

エンジニアリング事業につきましては、ダム関連工事、合成床版、大型精密製缶工事、水力発電設備工事等により、受注高21億28百万円（前年対比101.8％）、売上高19億28百万円（前年対比110.9％）、営業利益１億23百万円となりました。

（開発事業等）

開発事業等につきましては、首都圏等でのマンション分譲事業等により、売上高19億55百万円（前年対比56.5％）、営業損失19百万円となりました。

(受注工事)

発注者	工事件名	施工場所
伊那食品工業㈱	伊那食品工業㈱藤沢工場増築工事	長野県
独立行政法人 国際協力事業団	駒ヶ根青年海外協力隊訓練所改修工事	長野県
全国農業協同組合連合会 長野県本部	JA上伊那駒ヶ根支所建設工事本体新築工事	長野県
養命酒製造㈱	養命酒製造㈱生薬倉庫新築工事	長野県
(一社)長野県歯科医師会	長野県歯科医師会館新築工事	長野県
丸元産業㈱	(仮称)世田谷区経堂五丁目ブレインマンション新築工事	東京都
国土交通省 天竜川上流河川事務所	平成26年度天竜川水系ツベタ沢砂防堰堤工事	長野県
(財)労働衛生協会	(財)労働衛生協会ほたるの里健診センター新築工事	長野県
長野県 松本建設事務所	平成26年度防災・安全交付金(街路)工事	長野県
伊那市	平成27年度東春近保育園(仮称)建設建築工事	長野県

（完 成 工 事）

発　注　者	工　事　件　名	施工場所
農事組合法人安曇野北穂高農業生産組合	農事組合法人安曇野北穂高農業生産組合乾燥調整施設新設事業	長 野 県
(有)諏訪ひまわり企画	(仮称)西弥生町高齢者複合施設新築工事	長 野 県
国 土 交 通 省 飯 田 国 道 事 務 所	平成26年度三遠南信飯田東IC建設工事	長 野 県
㈱IHIエアロマニュファクチャリング	IAM第2工場増築工事	長 野 県
国 土 交 通 省 天竜川上流河川事務所	平成26年度天竜川水系与田切床固工事	長 野 県
サ ン ゴ バ ン ㈱	サンゴバン㈱諏訪工場増築工事	長 野 県
伊 那 食 品 工 業 ㈱	伊那食品工業㈱猪ノ沢海草倉庫新築工事	長 野 県
上 伊 那 郡 箕 輪 町	平成25年度箕輪北小学校多目的室・特別教室増築建築工事	長 野 県
中　部　電　力　㈱	大和谷発電所譲受工事堰堤水路制御設備工事	三 重 県
国 土 交 通 省 天竜川上流河川事務所	平成26年度天竜川中沢護岸工事	長 野 県
信越エンジニアリング㈱	㈱ダイセル新井工場建屋耐震補強工事	新 潟 県
社会福祉法人やまなし勤 労 者 福 祉 会	高齢者複合施設「いけだの里」(仮称)新築工事	山 梨 県
伊 那 食 品 工 業 ㈱	米澤酒造㈱増改築工事１期工事	長 野 県

(2) セグメント別営業の状況

当連結会計年度におけるセグメント別の売上高は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区　　分	当連結会計年度売上高
建　築　部　門	14,325
土　木　部　門	2,032
エンジニアリング事業	1,928
開　発　事　業　等	1,955
調　整　額	△301
合　計	19,940

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、101百万円であります。

その主なものは、設計部門CADソフトに10百万円、アスファルトプラント設備更新に12百万円、測量機器購入に15百万円などであります。

これら設備投資に要した資金は、手持資金を充当いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、増資あるいは社債発行等の資金調達は行っておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題

我が国の建設市場は、首都圏を含む一部地域を除き、縮小傾向にある一方、業界内の淘汰には今暫くの時間を要することから、より一層の価格競争が展開され、当社を取り巻く環境は更に厳しくなっております。

当社グループは、一層激しくなる受注競争に勝ち抜くため、技術力・人間力に裏打ちされた技術提案・商品企画提案力の強化、資機材価格などの原価上昇を十分に見据えたコスト競争力の一段の強化を図り、お客様満足度に裏打ちされた受注の獲得とともに、「高い品質第一」「顧客第一」の考えに基づいて、高効率・高収益の経営と財務体質の強化を推し進め、内部留保の充実と安定的な配当により企業価値の向上に努力してまいります。

さらに内部統制システムの継続的な整備・運用を通じ、グループ全体での内部統制システムを充実させ、ガバナンスの強化を行うと同時に公正な人事処遇・職場環境の整備等により社員満足度の向上を図ります。

さらに、環境保全活動の推進等により、社会より高い信頼を寄せていただける企業となるべく、引き続き全社を挙げてコンプライアンス及びリスク管理の徹底に努めてまいります。

(10) 財産および損益の状況

区分（単位） ＼ 期別	第 53 期 自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日	第 54 期 自 平成24年10月１日 至 平成25年９月30日	第 55 期 自 平成25年10月１日 至 平成26年９月30日	第 56 期 自 平成26年10月１日 至 平成27年９月30日
受注高（百万円）	19,675	22,181	20,044	20,390
売上高（百万円）	18,661	19,356	20,672	19,940
経常利益（百万円）	1,028	1,077	1,076	1,372
当期純利益（百万円）	240	380	592	663
1株当たり当期純利益（円）	11.75	19.15	30.32	33.24
総資産（百万円）	16,412	16,148	17,776	18,948
純資産（百万円）	9,380	9,493	10,208	11,053

（注） １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(11) 重要な親会社および子会社の状況

① 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ヤマウラ企画開発㈱	200百万円	100％	不動産の売買・賃貸借

当社の連結子会社は、ヤマウラ企画開発㈱１社であります。

② 事業年度末日における特定子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額（千円）	当社の総資産額（千円）
ヤマウラ企画開発㈱	東京都中央区日本橋３丁目８番２号	200,000	18,405,033

(12) 主要な事業内容

当社は、建設業法により、特定建設業者として国土交通大臣許可〔(般特－22) 第9358号〕を受け、建築、土木ならびにこれらに関連する事業を行う他、環境関連装置、情報通信設備、プラント設備、大型産業機械、橋梁等大型鋼構造物等の設計製作に関する事業を行っております。併せて不動産の売買、賃貸ならびに宅地開発、分譲マンション事業を当社と子会社であるヤマウラ企画開発㈱が行っております。

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
322名	16名増	41.4才	12.1年

（注）1. 上記従業員数には、嘱託、準社員、およびパートタイマーを含んでおります。
2. 平均年令、平均勤続年数は、小数点以下第２位を四捨五入して算出しております。

(14) 主要な事業所

① 本社・建築・土木部門　　長野県駒ヶ根市北町22番１号
② エンジニアリング事業部　　長野県駒ヶ根市東町19番16号
③ 支店・営業所

名称	所在地
長野支店	長野県長野市青木島町青木島乙269－４
佐久支店	長野県佐久市長土呂南上中原764－３
松本支店	長野県松本市島立867番１
諏訪支店	長野県茅野市ちの字丁田2799番地１
辰野支店	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7475番地３
伊那支店	長野県伊那市中央417番地１
飯田支店	長野県飯田市育良町一丁目10番３
東京支店	東京都中央区日本橋三丁目８番２号

④ ヤマウラ企画開発㈱　　東京都中央区日本橋三丁目８番２号

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

① 発行済株式の総数　21,103,514株

② 株主数　13,797名

③ 大株主

株主名	株式数	持株比率
	千株	%
㈱信州エンタープライズ	6,122	29.97
ヤマウラ従業員持株会	1,841	9.01
山浦義人	964	4.80
㈱八十二銀行	668	3.27
山浦玲子	663	3.24
アルプス中央信用金庫	500	2.44
㈱長野銀行	444	2.17
綿半ホールディングス㈱	429	2.10
山浦速夫	359	1.75
山浦康民	358	1.75

(注) 1. 当社は、自己株式676,053株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

④ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項

会社における地位	担当および重要な兼職の状況	氏名
代表取締役社長	ヤマウラ企画開発㈱代表取締役社長	山浦速夫
代表取締役会長		山浦恭民
取締役副社長		山浦正貴
取締役副社長	建設事業部長兼FC本部長	保科茂雄
専務取締役	管理本部長	中島光孝
常務取締役	営業本部長	藤木公明
取締役	首都圏事業部長兼東京支店長	川田昌伸
取締役	技術本部長	小林寛勝
取締役	エンジニアリング事業部長	山下良一
取締役	営業本部副本部長	赤羽一成
常勤監査役		関一重
社外監査役	税理士	加藤正光
社外監査役	税理士	大和達之

(注) 1. 代表取締役会長山浦恭民氏の戸籍上の表記は、康民であります。
2. 監査役関一重氏は、当社経理部長として長年勤務し財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役加藤正光氏、大和達之氏はそれぞれ税理士の資格を有しており財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役加藤正光氏は独立役員に指定しております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

取締役11名　　90,779千円

監査役３名　　9,200千円　（うち社外　２名　4,400千円）

③ 社外役員に関する事項

ア 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
監査役	加藤正光	当事業年度に開催された取締役会７回の全てに、同じく監査役会8回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大和達之	当事業年度に開催された取締役会７回の全てに、同じく監査役会8回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

イ 責任限定契約の概要

当社と、社外監査役である加藤正光氏および大和達之氏とは、会社法第427条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。その概要は次のとおりであります。

1. 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
2. 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ウ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等

該当事項はありません。

エ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、取締役10名で構成される取締役会と社外監査役２名を含む監査役３名で構成される監査役会により経営・取締役の業務執行を監督し、当社の長期的な発展と企業価値を高めるために努めております。

当社は社外取締役を設置しておりませんが、昨今の社外取締役に関する議論の高まり、社外取締役の有用性に鑑み社外取締役を置くことが経営の優先課題と考え候補者の選定に努めてまいりました。しかしながら当グループが営む事業に一定程度の理解と認識を持ち、かつ経営に精通した知見豊富な人材の確保という観点では、適任者を選考するには至りませんでした。このたび、上記趣旨に適う、適切な人材の選定を終え、本定時株主総会において社外取締役の選任議案を上程いたしますので、ご審議いただきますようお願い申しあげます。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

誠栄監査法人

② 報酬等の額

a. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額　20,000千円

b. 公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額　―千円

合計　20,000千円

（注） a.の報酬等の額については、会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分していないため、その合計額を記載しております。

③ 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額　20,000千円

④ 監査役会が同意した理由

当社監査役会は、誠栄監査法人の報酬について会計監査人としての業務内容、監査体制を考慮した結果、上記金額は相当であると判断しこれに同意いたしました。

⑤ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意を得て、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

3. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針として次のとおり決議しております。

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・代表取締役社長が繰り返し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを役職員に伝え、徹底する。
・総務人事部をコンプライアンス統括部門として全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
　各事業部長をコンプライアンス責任者として、各事業部固有のコンプライアンスリスクを分析しその対策を具体化する。
・コンプライアンス責任者、取締役および監査役は、コンプライアンス上の問題点を発見した場合はすみやかに総務人事部に報告する。
　報告を受けた総務人事部は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議し、実施させる。
・総務人事部と監査役は、日ごろから連携して全社のコンプライアンス体制および、コンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
・総務人事部と監査役会は定期的に会合を持ち情報交換に努める。また、必要に応じて監査法人の出席を求め、意見の聴取を行う。
・職員の法令・定款違反行為については、総務人事部から賞罰委員会に処分を求め、役員の法令・定款違反については監査役会が、取締役会に対して具体的な処分を答申する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の整備

・取締役の職務執行に係る情報は、文章管理規程に従い適切かつ確実に保存する。
・取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。

損失の危機の管理に関する規定その他の体制

・コンプライアンス、訴訟、環境、災害、品質、情報セキュリティーに係るリスクについては、それぞれの担当部署（ISO14001・ISO9001・OHSAS18001を統合したPAS99及びISO27001の事務局・災害対策委員会を含む）において、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者、責任部署を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・社内の規定に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備するとともに、執行役員会議において担当役員、執行役員ごとの目標管理のレビュー、プレビューを実施する。

株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の内部管理体制に責任を負う取締役を取締役管理本部長とし、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、当社の内部監査室が定期監査を行い取締役会に報告する。
・子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については、事前協議を行う。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・内部監査室は、年度計画に基づく監査の他、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施しその結果を監査役会に報告する。
・内部監査室の人事異動については監査役会の意見を尊重する。

取締役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

・取締役および使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社の企業集団に重大な損害を及ぼす事項が発生、または発生する恐れがあるときは、すみやかに報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。

財務報告の適正性を確保するための体制

・財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

・当社は、反社会的勢力･団体に対して毅然とした態度で臨み、あらゆる不法･不当要求行為に対しては、断固これを拒否することを基本方針としている。

・この基本方針に基づき、本社管理本部総務人事部を統括管理部門として、不当要求防止責任者を選任し、必要に応じて所轄警察署や暴力追放運動推進センター等関連諸団体、弁護士等と連携して対応しており、社員に対しては、対策マニュアルを配布し、研修を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、夫々の基本方針に基づいて具体的な取組を行うとともに、その運用状況について重要な不備がないか常時モニタリングを行っております。

また、役員および各部門長が出席し、隔月で開催される拠点長会議において、内部統制システムの重要性、コンプライアンスに対する意識付けを行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,500,843**	**流動負債**	**6,691,892**
現金預金	2,594,523	支払手形・工事未払金等	3,873,983
受取手形・完成工事未収入金等	2,755,327	未払法人税等	257,758
販売用不動産	2,431,388	未成工事受入金	1,520,312
未成工事支出金	1,067,124	賞与引当金	158,000
開発事業等支出金	3,285,220	完成工事補償引当金	186,867
短期貸付金	228,748	工事損失引当金	297,659
繰延税金資産	392,626	繰延税金負債	472
その他流動資産	985,115	その他流動負債	396,840
貸倒引当金	△ 239,229	**固定負債**	**1,202,898**
固定資産	**5,447,506**	長期借入金	57,180
有形固定資産	**3,760,558**	長期未払金	129,448
建物・構築物	1,947,120	長期繰延税金負債	509
機械・運搬具・工具器具・備品	369,847	資産除去債務	65,449
土地	1,435,269	退職給付に係る負債	847,000
リース資産	6,970	その他固定負債	103,311
その他有形固定資産	1,350	**負債合計**	**7,894,791**
無形固定資産	**100,162**	**純資産の部**	
その他無形固定資産	100,162	**株主資本**	**10,589,366**
投資その他の資産	**1,586,785**	資本金	2,888,492
投資有価証券	1,092,896	資本剰余金	1,995,602
長期貸付金	2,315	利益剰余金	5,991,971
破産・更生債権	11,144	自己株式	△ 286,699
敷金保証金	162,572	**その他の包括利益累計額**	**464,193**
退職給付に係る資産	33,025	その他有価証券評価差額金	375,166
長期繰延税金資産	45,511	退職給付に係る調整累計額	89,027
その他の投資等	269,124	**純資産合計**	**11,053,559**
貸倒引当金	△ 29,802		
資産合計	**18,948,350**	**負債・純資産合計**	**18,948,350**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		
完成工事高	18,016,138	
開発事業等売上高	1,923,888	19,940,027
売上原価		
完成工事原価	15,025,819	
開発事業等売上原価	1,746,532	16,772,351
売上総利益		
完成工事総利益	2,990,319	
開発事業等総利益	177,356	3,167,675
販売費及び一般管理費		1,882,887
営業利益		1,284,787
営業外収益		
受取利息配当金	92,826	
その他営業外収益	23,780	116,606
営業外費用		
支払利息	26,115	
その他営業外費用	2,571	28,686
経常利益		1,372,707
特別利益		
投資有価証券売却益	16,296	16,296
特別損失		
固定資産売却損	39,197	
固定資産除却損	56,308	
退職給付費用	68,000	163,505
税金等調整前当期純利益		1,225,498
法人税、住民税及び事業税	469,705	
法人税等調整額	91,804	561,510
少数株主損益調整前当期純利益		663,988
当期純利益		663,988

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年10月１日残高	2,888,492	1,995,602	5,466,897	△409,822	9,941,169	232,284	35,090	267,374	10,208,543
会計方針の変更による累積的影響額			△36,777		△36,777				△36,777
会計方針の変更を反映した平成26年10月1日残高	2,888,492	1,995,602	5,430,120	△409,822	9,904,392	232,284	35,090	267,374	10,171,766
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			△51,068		△51,068				△51,068
剰余金の配当（中間配当）			△51,068		△51,068				△51,068
当期純利益			663,988		663,988				663,988
自己株式の処分				123,122	123,122				123,122
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						142,881	53,936	196,818	196,818
連結会計年度中の変動額合計	―	―	561,851	123,122	684,974	142,881	53,936	196,818	881,793
平成27年９月30日残高	2,888,492	1,995,602	5,991,971	△286,699	10,589,366	375,166	89,027	464,193	11,053,559

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称　　ヤマウラ企画開発㈱

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

Ⅱ．重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

材料貯蔵品……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

その他のたな卸資産……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし平成10年４月１日以後取得の建物は定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
長 期 前 払 費 用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
受取債権および貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金
完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(4) 工事損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持ち受注工事のうち損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

6. 完成工事高の計上基準
完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7. 消費税等に相当する額の会計処理方法
消費税等に相当する額の会計処理は税抜方式によっております。
ただし、資産にかかわる控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。

(会計方針の変更)

1.（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が56,667千円増加し、利益剰余金が36,777千円減少しております。なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

2.（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

当連結会計年度より、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を適用し、総額法を適用しております。なお、当連結会計年度の期首より前に締結された信託契約であるため、従来採用していた方法を継続して採用しております。

本取扱いを適用したことによる、当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(追加情報)

1.　信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）

当社は、平成25年４月12日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。

本プランは、「株式会社ヤマウラ従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、今後７年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社

株式を取得するための借入に対し保証しているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

当社株式の取得および処分については、当社が従持信託の債務を保証しており、当社と従持信託は一体であるとする会計処理をしております。従って、従持信託が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については連結計算書類に含めて計上しております。

なお、当連結会計年度の末日現在の自己株式数は次のとおりであります。

	当連結会計年度末
自己株式数	951,453株
うち当社所有自己株式数	676,053株
うち従持信託所有自己株式数	275,400株

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　3,209,226千円
2. 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物・構築物　56,200千円

3. 偶発債務

当社が加入する複数事業主制度の「長野県建設業厚生年金基金」は、平成25年５月開催の代議員会で解散の方針を決議し、平成28年５月に解散を見込んでおります。

この解散により、同基金解散に伴う費用の発生が現時点で見込まれますが、不確定要素が多いため合理的に金額を算定することは困難であります。

なお、長野県建設業厚生年金基金において顕在化した消失見込相当額のうち、当社の負担相当額増加見込額については特別損失の退職給付費用として計上しております。

4. 販売用不動産の保有目的変更

販売用不動産の保有目的変更により有形固定資産に72,160千円振り替えております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数

21,103,514株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月19日定時株主総会	普通株式	51,068	2.5	平成26年9月30日	平成26年12月22日
平成27年5月15日取締役会	普通株式	51,068	2.5	平成27年3月31日	平成27年6月19日

(注) 1. 平成26年12月19日開催の定時株主総会の決議による「配当金の総額」には、この配当の基準日である平成26年9月30日現在で、「株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託」が所有する当社株式(自己株式)657,200株に対する配当金を含んでおります。

2. 平成27年5月15日開催の取締役会の決議による「配当金の総額」には、この配当の基準日である平成27年3月31日現在で、「株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託」が所有する当社株式(自己株式)428,900株に対する配当金を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月18日定時株主総会	普通株式	51,068	利益剰余金	2.5	平成27年9月30日	平成27年12月21日

(注) 本決議による「配当金の総額」には、この配当の基準日である平成27年9月30日現在で、「株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託」が所有する当社株式(自己株式)275,400株に対する配当金を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に首都圏での不動産開発事業を行うための事業計画に照らして、必要資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また一部の取引先企業等に対して長期貸付を行っており、信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、ほとんど1年以内の支払期日でありますが、流動性リスク(支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。

(3) 金融商品に係る信用リスク管理体制

① 信用リスクの管理

受取手形・完成工事未収入金等、短期貸付金および長期貸付金は、

取引相手ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

有価証券および投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループでは、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年９月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

（単位　千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
資産の部			
(1) 現金預金	2,594,523	2,594,523	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	2,755,327	2,755,327	—
(3) 短期貸付金	228,748	228,748	—
(4) 投資有価証券	1,078,165	1,078,165	—
(5) 破産・更生債権	11,144		
△貸倒引当金	△　11,144		
	—	—	—
負債の部			
(1) 支払手形・工事未払金等	3,873,983	3,873,983	—
(2) 長期借入金	57,180	57,180	—

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産の部

(1) 現金預金　(2) 受取手形・完成工事未収入金等　(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 破産・更生債権

破産・更生債権については、担保による回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定し、全額を貸倒引当金として計上しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債の部

(1) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

これらは、変動金利による借入であり、短期間で市場金利を反映するため、時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）

非上場株式（連結貸借対照表計上額14,731千円）は市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

（1）賃貸等不動産に関する事項

当社および連結子会社は、長野県内およびその他の地域に賃貸物件（土地を含む）を有しております。平成27年９月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、77百万円（賃貸収益は、開発事業等売上高に、主な賃貸費用は、開発事業等売上原価に計上）であります。

（2）賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
532,383	—	532,383	529.951

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士の評価を基に、固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　548円51銭

2. １株当たり当期純利益　33円24銭

（注）当連結会計年度の「１株当たり純資産額」および「１株当たり当期純利益」の算定上の基礎となる自己株式数には、株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託（以下「従持信託」と言います。）が所有する当社株式を含めております。これは、当社と従持信託が一体であるとする会計処理に基づき、従持信託が所有する当社株式を含めて自己株式として処理しているためです。

（重要な後発事象に関する注記）

（自己株式の取得及び自己株式の公開買付け）

当社は、平成27年11月13日開催の取締役会において、会社法第459条第１項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの目的

当社は、当社大株主からその保有する当社株式を売却する意向がある旨の連絡を受けたため、この売却により一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社株式の流動性及び市場株価に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することを検討いたしました。

その結果、この自己株式取得が当社の資本効率の向上及び株主の皆様に対する一層の利益還元に繋がること、並びに当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できるものと判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

2. 取締役会決議の内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の数	1,650,100株を上限とする
(3) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭の価額	金696,342,200円を上限とする
(4) 取得する期間	平成27年11月16日から平成28年１月29日まで

3. 自己株式の公開買付けの概要

(1) 買付予定数	1,500,000株
(2) 買付け等の価格	１株につき 金422円
(3) 買付け等の期間	平成27年11月16日から平成27年12月14日まで
(4) 公開買付開始公告日	平成27年11月16日
(5) 決済の開始日	平成28年１月８日

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年11月26日

株式会社　ヤ　マ　ウ　ラ

取締役会　御中

誠 栄 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　荒　川　紳　示　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　古　川　利　成　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヤマウラの平成26年10月１日から平成27年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマウラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年11月13日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付けを行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,561,895**	**流動負債**	**6,588,062**
現金預金	2,490,731	支払手形	402,228
受取手形	297,296	工事未払金	3,403,827
完成工事未収入金	2,582,506	未払金	93,497
販売用不動産	213,520	未払法人税等	256,554
未成工事支出金	1,067,124	未払費用	90,804
材料貯蔵品	25,075	未成工事受入金	1,520,312
繰延税金資産	337,073	賞与引当金	158,000
短期貸付金	5,500,000	完成工事補償引当金	186,867
その他の流動資産	103,111	工事損失引当金	297,659
貸倒引当金	△ 54,544	その他の流動負債	178,311
固定資産	**5,843,137**	**固定負債**	**1,299,502**
有形固定資産	**3,161,089**	長期借入金	57,180
建物	1,455,350	長期未払金	129,448
構築物	15,700	資産除去債務	65,449
機械装置	346,436	退職給付引当金	944,513
車輌運搬具	7,048	その他の固定負債	102,911
工具器具備品	14,727	**負債合計**	**7,887,565**
土地	1,313,504	**純資産の部**	
その他の有形固定資産	8,321		
無形固定資産	**99,369**	**株主資本**	**10,142,301**
借地権	28,523	資本金	2,888,492
温泉施設利用権	3,380	資本剰余金	1,995,602
ソフトウェア	40,703	資本準備金	1,995,602
その他の無形固定資産	26,763	利益剰余金	5,544,906
投資その他の資産	**2,582,678**	利益準備金	169,832
投資有価証券	1,092,896	その他利益剰余金	5,375,074
関係会社株式	200,000	特別償却準備金	134,521
長期貸付金	802,315	固定資産圧縮積立金	56,024
長期前払費用	3,724	別途積立金	3,460,000
敷金及び保証金	160,032	繰越利益剰余金	1,724,528
長期繰延税金資産	78,178	自己株式	△ 286,699
破産・更生債権	11,144	**評価・換算差額等**	**375,166**
その他の投資等	264,189	その他有価証券評価差額金	375,166
貸倒引当金	△ 29,802	**純資産合計**	**10,517,467**
資産合計	**18,405,033**	**負債・純資産合計**	**18,405,033**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	18,286,138	
開発事業等売上高	334,703	18,620,842
売上原価		
完成工事原価	15,316,138	
開発事業等売上原価	411,728	15,727,866
売上総利益		
完成工事総利益	2,970,000	
開発事業等総損失	77,024	2,892,975
販売費及び一般管理費		1,725,705
営業利益		1,167,270
営業外収益		
受取利息配当金	180,459	
受取手数料	30,013	
その他営業外収益	4,520	214,994
営業外費用		
その他営業外費用	2,571	2,571
経常利益		1,379,693
特別利益		
投資有価証券売却益	16,296	16,296
特別損失		
固定資産売却損	39,197	
固定資産除却損	56,308	
退職給付費用	68,000	163,505
税引前当期純利益		1,232,484
法人税、住民税及び事業税	438,336	
法人税等調整額	82,684	521,021
当期純利益		711,463

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年10月１日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	152,786	56,529	3,460,000	1,133,210	4,972,358
会計方針の変更による累積的影響額								△36,777	△36,777
会計方針の変更を反映した平成26年10月１日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	152,786	56,529	3,460,000	1,096,432	4,935,580
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の取崩					△18,264			18,264	―
固定資産圧縮積立金の取崩						△505		505	―
剰余金の配当								△51,068	△51,068
剰余金の配当（中間配当）								△51,068	△51,068
当期純利益								711,463	711,463
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	△18,264	△505	―	628,096	609,326
平成27年９月30日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	134,521	56,024	3,460,000	1,724,528	5,544,906

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年10月１日残高	△409,822	9,446,630	232,284	232,284	9,678,914
会計方針の変更による累積的影響額		△36,777			△36,777
会計方針の変更を反映した平成26年10月１日残高	△409,822	9,409,852	232,284	232,284	9,642,136
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩		―			―
固定資産圧縮積立金の取崩		―			―
剰余金の配当		△51,068			△51,068
剰余金の配当（中間配当）		△51,068			△51,068
当期純利益		711,463			711,463
自己株式の処分	123,122	123,122			123,122
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			142,881	142,881	142,881
事業年度中の変動額合計	123,122	732,449	142,881	142,881	875,330
平成27年９月30日残高	△286,699	10,142,301	375,166	375,166	10,517,467

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

材料貯蔵品……移動平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

その他のたな卸資産……移動平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）
……定率法
ただし平成10年４月１日以後取得の建物は定額法
なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）
……定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
受取債権及び貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金
完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(4) 工事損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末手持ち受注工事のうち損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。
(5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 完成工事高の計上基準
完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

7. 消費税等に相当する額の会計処理方法
消費税等に相当する額の会計処理は税抜方式によっております。
ただし、資産にかかわる控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(会計方針の変更)
1. (退職給付に関する会計基準等の適用)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が56,667千円増加し、繰越利益剰余金が36,777千円減少しております。なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

2.（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

当事業年度より、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を適用し、総額法を適用しております。なお、当事業年度の期首より前に締結された信託契約であるため、従来採用していた方法を継続して採用しております。

本取扱いを適用したことによる、当事業年度の計算書類への影響はありません。

（追加情報）

信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）

当社は、平成25年４月12日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。

本プランは、「株式会社ヤマウラ従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、今後７年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証しているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

当社株式の取得および処分については、当社が従持信託の債務を保証しており、当社と従持信託は一体であるとする会計処理をしております。従って、従持信託が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については計算書類に含めて計上しております。

なお、当事業年度の末日現在の自己株式数は次のとおりであります。

	当事業年度末
自己株式数	951,453株
うち当社所有自己株式数	676,053株
うち従持信託所有自己株式数	275,400株

（貸借対照表に関する注記）

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,123,872千円
(2) 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	5,500,000千円
長期金銭債権	800,000千円

(3) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次の通りであります。

建物・構築物	56,200千円

(4) 偶発債務

当社が加入する複数事業主制度の「長野県建設業厚生年金基金」は、平成25年５月開催の代議員会で解散の方針を決議し、平成28年５月に解散を見込んでおります。

この解散により、同基金解散に伴う費用の発生が現時点で見込まれますが、不確定要素が多いため合理的に金額を算定することは困難であります。

なお、長野県建設業厚生年金基金において顕在化した消失見込相当額のうち、当社の負担相当額増加見込額については特別損失の退職給付費用として計上しております。

(5) 販売用不動産の保有目的変更

販売用不動産の保有目的変更により有形固定資産に72,160千円振り替えております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	
完成工事高	270,000千円
開発事業等売上高	31,274千円
営業外取引	
受取利息	60,933千円
受取配当金	100,000千円
受取手数料	11,111千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数　951,453株

自己株式には、株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託が保有する当社株式275,400株を含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生別内訳

繰延税金資産	
退職給付費用	300,371千円
販売用不動産評価損	76,842千円
長期未払金	41,164千円
貸倒引当金	25,486千円
賞与引当金	51,508千円
完成工事補償引当金	61,305千円
工事損失引当金	97,036千円
未払事業税	18,825千円
減損損失	30,911千円
その他	50,678千円
繰延税金資産小計	754,131千円
評価性引当金	△ 78,018千円
繰延税金資産合計	676,113千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△174,850千円
固定資産圧縮積立金	△ 26,162千円
資産除去債務に対応する除去費用	△ 1,782千円
特別償却準備金	△ 58,065千円
繰延税金負債合計	△260,860千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ヤマウラ企画開発㈱	東京都中央区	200,000	不動産の売買・賃貸借	所有直接100%	資金援助	資金の貸付	6,300,000	短期貸付金 長期貸付金	5,500,000 800,000
							受取利息	60,933	未収入金	4,493

(注) ヤマウラ企画開発㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 521円91銭
2. 1株当たり当期純利益 35円62銭

(注) 当事業年度の「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」の算定上の基礎となる自己株式数には、株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託(以下「従持信託」と言います。)が所有する当社株式を含めております。これは、当社と従持信託が一体であるとする会計処理に基づき、従持信託が所有する当社株式を含めて自己株式として処理しているためです。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得及び自己株式の公開買付け)

当社は、平成27年11月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの目的

当社は、当社大株主からその保有する当社株式を売却する意向がある旨の連絡を受けたため、この売却により一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社株式の流動性及び市場株価に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することを検討いたしました。

その結果、この自己株式取得が当社の資本効率の向上及び株主の皆様に対する一層の利益還元に繋がること、並びに当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できるものと判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

2. 取締役会決議の内容

(1) 取得する株式の種類 普通株式
(2) 取得する株式の数 1,650,100株を上限とする
(3) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭の価額 金696,342,200円を上限とする
(4) 取得する期間 平成27年11月16日から平成28年1月29日まで

3.　自己株式の公開買付けの概要

(1) 買付予定数	1,500,000株
(2) 買付け等の価格	１株につき 金422円
(3) 買付け等の期間	平成27年11月16日から平成27年12月14日まで
(4) 公開買付開始公告日	平成27年11月16日
(5) 決済の開始日	平成28年１月８日

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年11月26日

株式会社　ヤ　マ　ウ　ラ

取締役会　御中

誠 栄 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　荒　川　紳　示　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　古　川　利　成　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヤマウラの平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年11月13日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付けを行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお財務報告に係る内部統制については、取締役等及び誠栄監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

平成27年11月27日

株式会社ヤマウラ　監査役会

常勤監査役　関　　一　重　㊞

社外監査役　加　藤　正　光　㊞

社外監査役　大　和　達　之　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案し、また内部留保にも意を用いまして下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき２円50銭　　総額　51,068,652円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年12月21日

第２号議案　取締役11名選任の件

現在の取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の充実を図るため、社外取締役1名を含む取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	所有する当社の株式数
1	やまうらはやお 山浦速夫 （昭和16年５月23日生）	昭和41年４月　当社入社 48年４月　当社建設部長 56年12月　当社取締役建設部長 61年５月　当社取締役建設事業部長 平成元年10月　当社専務取締役建設事業部長 ３年10月　当社専務取締役統括専務兼建設事業部長 ５年４月　当社専務取締役統括専務兼建築本部長 10年４月　当社専務取締役統括専務兼建設事業本部長 14年12月　当社代表取締役副社長 16年12月　当社代表取締役社長 16年12月　ヤマウラ企画開発㈱代表取締役社長（現任） 18年12月　当社最高顧問会長 19年12月　当社代表取締役会長兼社長 21年12月　当社代表取締役社長（現任）	359,024株
2	やまうらやすたみ 山浦恭民 （昭和18年３月26日生）	昭和42年３月　当社入社 58年10月　当社工場長 61年５月　当社エンジニアリング事業部長 61年11月　当社取締役エンジニアリング事業部長 平成元年10月　当社常務取締役エンジニアリング事業部長 14年12月　当社専務取締役 16年12月　当社専務取締役環境開発室長 18年10月　当社取締役エンジニアリング統括事業部長兼環境開発室長 18年12月　当社取締役副社長エンジニアリング統括事業部長兼環境開発室長 21年12月　当社取締役副社長エンジニアリング統括事業部長 23年12月　当社取締役会長 25年12月　当社代表取締役会長（現任）	358,996株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社の株式数
3	やまうらまさき 山浦正貴 (昭和46年５月28日生)	平成12年11月　当社入社 17年５月　当社佐久支店長 23年７月　当社駒ヶ根支店長 23年12月　当社取締役駒ヶ根支店長 25年12月　当社常務取締役管理本部副本部長 26年12月　当社取締役副社長（現任）	95,100株
4	ほしなしげお 保科茂雄 (昭和31年９月９日生)	昭和57年３月　当社入社 平成元年４月　当社伊那支店長 10年２月　当社建築営業部長 10年12月　当社取締役建築営業部長 14年12月　当社常務取締役営業本部長 16年12月　当社専務取締役営業本部長 18年10月　当社取締役建設事業本部長兼営業本部長 18年12月　当社専務執行役員建設事業本部長 19年12月　当社専務取締役建設事業本部長兼営業本部長 23年12月　当社取締役副社長建設事業部長兼FC本部長(現任)	15,000株
5	なかじまみつたか 中島光孝 (昭和30年１月２日生)	昭和53年３月　当社入社 平成８年４月　当社総務部長 10年12月　当社取締役総務部長 14年12月　当社取締役管理部長 16年12月　当社常務取締役管理部長 18年10月　当社取締役管理本部長 18年12月　当社専務取締役管理本部長 19年12月　当社常務取締役管理本部長 23年12月　当社専務取締役管理本部長(現任)	5,000株
6	ふじききみあき 藤木公明 (昭和33年８月22日生)	昭和52年３月　当社入社 平成７年４月　当社松本支店長 14年12月　当社常務執行役員長野支店長 21年12月　当社取締役営業本部副本部長兼長野支店長 23年12月　当社常務取締役営業本部長（現任）	5,800株
7	かわだまさのぶ 川田昌伸 (昭和30年３月22日生)	平成13年４月　当社入社 16年10月　当社首都圏事業部長 18年12月　当社常務執行役員兼首都圏事業部長 19年12月　当社取締役首都圏事業部長兼東京支店長（現任）	2,800株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社の株式数
8	こばやしひろかつ 小林寛勝 （昭和32年２月８日生）	昭和50年４月　当社入社 平成15年10月　当社執行役員技術本部長 21年12月　当社取締役技術本部長 （現任）	16,700株
9	やましたりょういち 山下良一 （昭和31年５月10日生）	昭和54年３月　当社入社 平成13年10月　当社エンジニアリング事業部部長 14年12月　当社執行役員兼エンジニアリング事業部長 19年12月　当社取締役エンジニアリング事業部長（現任）	7,700株
10	あかはねかずなり 赤羽一成 （昭和32年1月17日生）	平成15年８月　当社入社 23年12月　執行役員営業本部副本部長兼佐久支店長 26年12月　取締役営業本部副本部長 （現任）	― 株
11	むらかみすけまさ 村上資昌 （昭和20年５月８日生）	昭和39年４月　関東信越国税局総務部総務課 平成９年７月　伊那税務署長 13年７月　国税庁長官官房関東信越派遣首席国税庁監察官 15年７月　関東信越国税局徴収部長 16年８月　村上税理士事務所開設 22年３月　税理士法人りんどう会計代表社員（現任）	― 株

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 村上資昌氏は社外取締役候補者であります。
3. 村上資昌氏を社外取締役候補者とした理由について
村上資昌氏は、税理士の資格を有しており、財務、会計に対する相当の知見と経験を有しており、社外取締役の職務を適切に遂行できると判断して選任をお願いするものであります。
4. 山浦恭民氏の戸籍上の表記は康民であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役３名の内　加藤正光氏および大和達之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する当社の株式数
1	かとうまさみつ 加藤正光 （昭和18年２月28日生）	昭和36年４月　東京国税局　総務部総務課 平成10年７月　所沢税務署長 12年７月　関東信越国税局課税第二部長 13年９月　加藤税理士事務所開設 15年12月　当社監査役（現任）	3,000株
2	おおわたつゆき 大和達之 （昭和15年９月３日生）	昭和34年４月　東京国税局　総務部総務課 平成７年７月　長野税務署特別国税調査官 10年７月　糸魚川税務署長 11年８月　大和税理士事務所開設 17年12月　当社監査役（現任）	― 株

（注）1. 各監査役候補者と当社の間には特別の利害関係は有りません。

2. 加藤正光氏および大和達之氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者とした理由について

加藤正光氏および大和達之氏は、それぞれ税理士の資格を有しており、財務、会計に対する相当の知見と経験から当社の社外監査役として適宜発言を行い、監査機能を十分に発揮しております。このことから引き続き当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 社外監査役に就任してからの年数

本総会終結の時をもって加藤正光氏の社外監査役在任期間は12年、同じく大和達之氏の社外監査役在任期間は10年となります。

5. 責任限定契約の締結

当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう平成19年12月18日開催の第48回定時株主総会の決議により、定款に社外監査役との間で賠償責任を限定する契約の締結を可能とする規定を設けました。

本規定に基づき当社は、同総会終結後加藤正光氏、大和達之氏と賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しました。

6. 当社は、加藤正光氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しており、本総会における選任後、引き続き独立役員に指定する予定であります。

以　上

〔メ　モ　欄〕

株主総会会場ご案内図

会　場　長野県駒ヶ根市北町22番１号
　　当社本社　　６階会議室



交通のご案内　JR飯田線 駒ヶ根駅 下車　徒歩約７分
　　中央自動車道 駒ヶ根インターから車で約６分